

ATSUMARU 講座 「コミュニティビジネスコース」
運営業務委託事業者募集要領（公募型プロポーザル）

1 業務名

ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」運営業務委託 仕様書（以下、「仕様書」という。）「2 概要」参照

(2) 業務内容

- ・ ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」の企画・運営
- ・ ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」の PR
- ・ 講座受講者と地域活動団体とのマッチング支援
- ・ 報告書の作成

仕様書「3 業務内容」参照

(3) 事業規模（契約上限額）

800,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

須磨区内全域

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、区は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ仕様書及び「7（2）イ 企画提案書」に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払い方法（前金払い等）については、契約締結前に別途協議を行う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。
- (6) 地域活動支援について知識・経験を有するもの。
- (7) ワード、エクセル、電子メールなど、パソコンの基本的な操作が出来ること。

5 スケジュール

- | | | |
|------------------|----------------------|----|
| (1) 公募開始 | 令和 6 年 2 月 5 日 (月曜) | |
| (2) 質問受付締切 | 令和 6 年 4 月 18 日 (木曜) | |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 6 年 4 月 25 日 (木曜) | |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 6 年 5 月 8 日 (水曜) | |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和 6 年 5 月 20 日 (月曜) | |
| (6) 選定結果通知 | 令和 6 年 5 月 22 日 (水曜) | 予定 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和 6 年 5 月下旬 | |

6 応募資料の配布

- (1) 配付期間

令和 6 年 2 月 5 日 (月曜) ～令和 6 年 4 月 18 日 (木曜)

- (2) 配付場所

神戸市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/i73375/kuyakusho/sumaku/chuikikatudou/atsumarukouza1.html>

(ホーム > 事業者の方へ > 入札・事業者募集 (委託業務など) > ATSUMARU 講座運営委託事業者の公募)

- (3) 配付資料

- ・コミュニティビジネスコース仕様書
- ・コミュニティビジネスコース募集要領(公募型プロポーザル) (本書)
- ・経歴書

7 応募に関する事項

(1) 企画提案書提出期限

令和6年5月8日（水曜）必着

※窓口持参の場合は、平日9:00～17:00の間のみ受付

(2) 提出資料

ア 経歴書（指定様式）・・・正本1部

イ 企画提案書（A4サイズ4枚以内・任意様式）・・・正本1部

記載必須項目

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・仕様書「3業務（1）」に関する、講座内容、スケジュール、実施場所、対象人数等の詳細。
- ・仕様書「3業務（2）」に関する、広報媒体、スケジュール等の詳細。
- ・仕様書「3業務（3）」に関する、実施方法等の詳細。

ウ 見積書及び内訳（A4サイズ・任意様式）・・・正本1部

エ 本業務従事にあたる許可書（A4サイズ・任意様式）・・・1部

※大学院、企業、各種団体等に所属している場合のみ、その指導教官、所属長などによる許可書をご提出ください

(3) 提出方法

「10 その他（3）提出先・問い合わせ先」まで、Eメール又は郵送もしくは窓口まで持参してください。

8 質問の受付

(1) 受付締切

令和6年4月18日（木曜）17:00

(2) 提出方法

質問票（任意様式）を「10 その他（3）提出先・問い合わせ先」にEメールにてご提出ください。（Eメールでの提出が難しい場合は、ご相談ください）

(3) 回答方法

令和6年4月25日（木曜）17:00に、神戸市ホームページ上にて回答します。

<https://www.city.kobe.lg.jp/i73375/kuyakusho/sumaku/chiikikatudou/atsumarukouza1.html>

（ホーム > 事業者の方へ > 入札・事業者募集（委託業務など） > ATSUMARU 講座運営委託事業者の公募）

9 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	配点	審査内容
理解度	20点	本業務の趣旨・目的に即した提案内容となっているか。 また、須磨区の地域特性についての知識を有しているか。
計画性・企画力	40点	提案内容は、具体性・実現性・効果性が高い内容となっているか。また、住民や参加者の興味を惹く内容となっているか。
知識・経験	20点	地域活動支援について知識・経験を有しているか。
金額	10点	最低見積額を10点とし、その他の見積額は、 $10点 \times (\text{最低見積額} / \text{見積額})$ と換算する。(少数第1位を四捨五入する。)
地域経済の活性化	10点	地域経済の活性化の観点から、地元事業者(神戸市内に本社を有する者※)に対して10点加点を行う。また、準地元事業者(本社は市内にないが、支社等が市内にある事業者)に対して5点加点を行う。

※個人事業者の場合、神戸市内に住所を有する者とする。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

・開催日時：令和6年5月20日(月曜)

・場 所：須磨区役所4階会議室

・内 容：プレゼンテーション20分、質疑応答10分

エ 評価点合計が最も高い提案者が複数名となった場合、「計画性・企画力」と「知識・経験」との合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。

オ 提案者が1社または1名の場合であっても、最低基準点(40点)以下の場合、契約候補者として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての提案者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じない。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成・提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は原則認めない。
- カ 参加申請後に神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 予算について

当該業務にかかる令和6年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この提案募集に基づく契約を締結しないことがあります。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒654-8570 神戸市須磨区大黒町 4-1-1

神戸市須磨区総務部地域協働課 貫名 畑中

電話番号：078-731-4341

E メールアドレス：suma_suishin@office.city.kobe.lg.jp

※お越しになる際は、事前にご連絡をお願いいたします。

ATSUMARU講座「コミュニティビジネス コース」運営業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	800,000円（うち消費税及び地方消費税相当額72,727円） 検査終了後に支払い
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日～令和7年3月31日
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	なし
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 ○月 ○日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 須磨区長 熊谷 保徳

印

乙

印